

事業用発電パネル税導入の理由

東日本大震災を契機に、安全安心なエネルギーとしての再生可能エネルギーが注目され、平成24年に導入された国の固定価格買取制度により20年間の売電収入が保障されるようになると、美作市にも太陽光発電施設が急速に広がりました。さらに、令和2年10月には、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする 2050年カーボンニュートラル 脱炭素社会の実現」が宣言され、再生可能エネルギーを最大限導入するとされたことから、今後も市内の豊かな自然を構成する土地は、太陽光発電設備用地へと変わっていく可能性があります。

太陽光発電事業は、発電設備に広く太陽光発電パネルを設置する必要があり、発電パネル面積が広いほど、大規模発電ができるため、こうした立地開発による土地の形態の変化が、市民の生活環境において、新たな災害発生や鳥獣被害、事業者による売電事業終了後の土地の荒廃の危惧など少なからぬ影響を与えています。

近年の自然災害においては、毎年のように国内のさまざまな場所で集中豪雨が発生し、想定していた範囲を超える河川氾濫や土石流による災害が頻繁に起きています。令和2年6月に環境省と内閣府は「気候変動と防災」に関する共同メッセージを発表しており、自然災害への取り組みも重要な課題となっています。本来の土地の状態から太陽光発電設備用地への急激な形態の変化においては、下流域への土砂災害、河川洪水などが懸念されます。

こうした背景から、防災対策をはじめ、生活環境対策、自然環境対策のための施策に要する費用に充てるため、法定外目的税として「事業用発電パネル税」を導入するものです。

法定外税とは

市民税、固定資産税、軽自動車税のように地方税法に定められた税目(法定税)以外に、条例により税目を新設することができます。これを「法定外税」といいます。また、法定外税は、その税収の用途が限定されない「法定外普通税」と、特定の費用に充てるために課することができる「法定外目的税」に区分されます。

事業用発電パネル税の概要

税名・税目	事業用発電パネル税（法定外目的税）
課税客体	市の区域内に設置された太陽光発電設備を使用し、発電を行う事業
税収の用途	防災対策、自然環境対策、生活環境対策
課税標準	太陽光発電設備のパネルの総面積
納税義務者	市の区域内に設置された太陽光発電設備を使用し、発電事業を行う者
税率	1㎡あたり50円
非課税事項等	<ol style="list-style-type: none">1 建築物の屋根その他の当該建築物を構成する部分に設置した太陽光発電設備による発電事業2 発電認定容量が10kw未満の太陽光発電設備による発電事業3 発電認定容量が50kw未満の太陽光発電設備による発電事業で、その事業区域に砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のいずれも含まないもの4 太陽光発電事業者が地域住民等に対し、円滑な関係を維持するため、寄附金を支出した場合には、税額の20%を上限として、その寄附金相当額を税額控除する。
徴収方法	普通徴収
課税期間等	5年間 本税施行後5年ごとに、必要がある場合は、条例に検討を加え所要の措置を講ずる。

法定外税の新設手続き

